

令和7年度 中野区子どもの権利擁護調査員（会計年度任用職員）募集要項

中野区では、令和7年度子どもの権利擁護調査員（会計年度任用職員）を次のとおり募集します。

1 勤務地

中野区役所（東京都中野区中野4-11-19）

2 勤務内容

- (1) 中野区児童相談所長が行う意見聴取、入所措置等の措置及び児童福祉施設等における処遇に係る児童の意見又は意向に係る調査に関すること。
- (2) 中野区児童相談所長による意見聴取等の措置の対象となる児童から意見表明等支援員が意見聴取等の方法により把握した意見又は意向を勘案して行う中野区児童相談所、中野区その他関係機関との連絡調整等に関すること。
- (3) 中野区内における児童福祉法第33条の10に規定する施設職員等が行う同項に規定する被措置児童等に対する虐待又はその疑いに係る調査に関すること。
- (4) 中野区児童福祉審議会の庶務に関すること。
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、中野区子ども・教育政策課長が定める事項

3 募集人員

1名

4 募集要件

次に掲げる要件を満たす方

- (1) 社会福祉士、児童福祉司若しくは児童指導員の任用資格を有する者、臨床心理士若しくは公認心理師である者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると区長が認める者であること。
- (2) 上記2に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び経験並びに能力を有すると認められること。

※ 【別記】 欠格条項に該当する場合、選考を受けることはできません。

5 任用期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

6 勤務時間

1日あたり7時間45分

（原則、午前8時30分から午後5時15分まで。休憩時間1時間）

超過勤務（時間外労働）が生じる場合があります。

7 勤務日

1 カ月あたり 16 日

(原則、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日のうち、中野区子ども・教育政策課長が定める日)

8 給与等

月額 241,442 円 (地域手当相当額を含む)

- ・超過勤務が生じた場合は、超過勤務手当に相当する報酬を別途支給します。
- ・上記報酬額から、社会保険料、雇用保険料本人負担額及び源泉徴収所得税が差し引かれます。
- ・規定の期末手当を支給します。
- ・別途、通勤手当相当額を支給します。(上限額あり)

健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用あり

9 休暇

- ・有給休暇 (年次有給休暇、夏季休暇 (勤務日数に応じた日数)、公民権行使等休暇、慶弔休暇)
- ・無給休暇 (病気休暇、子の看護のための休暇、育児時間、妊婦通勤時間等)

10 応募方法

選考申込書を令和7年5月2日(金)必着で下記書類提出先へ郵送又は持参にて提出してください。

郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員選考書類在中」と朱書きし、必ず簡易書留により郵送してください (簡易書留によらないものの事故等は責任を負いません)。

持参の場合は、中野区役所 (東京都中野区中野4-11-19) 7階の子ども・教育政策課受付へ、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までにお越しください。なお、応募書類につきましては返却いたしません。(当方で、責任を持って破棄いたします。)

11 選考

(1) 選考方法 書類審査及び面接

(2) 面接日時 令和7年5月上旬

書類審査の上、令和7年5月上旬に合否及び面接日時を郵送でご連絡いたします。

(3) 面接会場 中野区役所会議室 (東京都中野区中野4-11-19)

(4) 結果通知 令和7年5月中旬に郵送によりお知らせいたします。

12 書類提出先・問合せ先

〒164-8501

東京都中野区中野4-11-19

中野区 子ども教育部 子ども・教育政策課 児童福祉支援担当/新井

電話: 03-3228-5734

【別記】欠格条項（地方公務員法第16条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一．禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者